

Q

障害保健福祉施策の推進

五伝木隆幸 議員



A

障害に応じた支援に取り組む

質問一 障害者総合支援法施行により、本年4月からの変更点と来
年4月からの変更点は。

二 来年4月へ向けて、市が取り組むべき事業は。

答弁一（市長） 本年4月からの

変更は「障害者の範囲に難病患者
が加わり、障害者総合支援法に規
定する障害福祉サービスの利用が
可能」「市町村の地域生活支援事



業に新たに理解促進研修・啓発事
業、自発的活動支援事業、成年後
見制度法人後見支援事業及び手話
奉仕員養成研修事業を必須事業と
する」「自立支援協議会制度が見
直され、協議会の設置を努力規定
化」「自立支援医療費のうち、18
歳未満の障害のある児童を対象と
した育成医療の支給の認定等の権
限が市に移譲」の4点である。

来年4月からの変更は、「障害程

度区分を、標準的な支援の度合い

を総合的に示す障害支援区分に改

正」「重度訪問介護の対象者の拡

大」「ケアホームをグループホー

ムに統合」「地域移行支援の対象

者の拡大」の4点である。

二 来年4月から改正される事業

は、現在実施している事業の見直

し、拡大、統合等であり、今後、

厚生労働省令等の改正を踏まえた
上で必要な対応を実施する。



齊藤 芳久 議員

鶴ヶ島市の進むべき方向

Q

A

住みやすいまち鶴ヶ島を築く

質問一 市民の考え、意見をどの
程度把握しているか。

二 市民からの考え、意見の確認
体制はどのようになっているか。

三 今後の市の進むべき方向は。

答弁一（市長） 市の計画策定時
の意識調査や審議会などの議論、
施設利用者の懇談会など、その時
点の特定テーマについては、一定
の収集ができています。複数の手法
を組み合わせ、より多くの意見の
収集に努めていく。

二 すぐに対応できるものは担当
課で対応し、検討を要するものは、
内容に応じて市事務決裁規則にの
った処理を行う。郵送や直接
市ホームページに寄せられた意見

要望等は市政情報課で整理し、庁
内で情報共有して対応している。

三 第5次鶴ヶ島市総合計画に掲
げる二つのリーディングプロジェ
クトを推進していく。「水土里の交
流圏の構築」は、農業大学校跡地
への企業誘致により、身近に働け
る場所を創出し、若い世代の定住
を促進する。また、「共に支えあ
う仕組みづくり」は、地域の実情に
合った方法で、地域の方が自らま
ちづくりを推進できる環境を整備
する。地域の魅力を高め、活力・
元気があふれ、地域に暮らす人々
が互いに助け合い、支え合う、安
心で住み良い鶴ヶ島を築いていく。



市役所